

報道関係者 各位

令和2年11月25日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 千葉直樹

室長補佐 大村玲子

(代表電話) 048(600)6210

令和2年12月 埼玉労働局と埼玉県が連携して

「職場のハラスメント対策強化月間」を実施 初の取組

令和2年6月1日から、労働施策総合推進法に基づき、企業に対してパワーハラスメント防止対策が義務付けられている（中小企業は令和4年3月31日まで努力義務。資料1）。

職場でのハラスメントに関する相談は、依然として多く寄せられており、企業において早急にハラスメント防止対策を講じることが重要となっている。

埼玉労働局（局長 ^{ますだ} 増田 ^{しろろ} 嗣郎）は、令和2年12月の「職場のハラスメント対策強化月間」に当たり、初の取組として、埼玉県と連携して合同相談会やセミナー等を実施し、ハラスメントのない社会の実現に向けて気運の醸成を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを推進する。

イベントの概要等は、埼玉労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/harasumento.html）においても公開している。

本月間は、埼玉県公労使会議（※）が主催して、県内主要労使団体も参加して実施される。

※公労使会議参集機関・団体

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉 （一社）埼玉県経営者協会 （一社）埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会 埼玉県中小企業団体中央会 埼玉中小企業家同友会

■開催概要

1 個別相談会

（1）埼玉労働局・埼玉県合同 職場のハラスメント対策個別相談会（資料2）

【日時】令和2年12月22日（火）10:00～16:00

完全事前予約制（1者あたり1時間以内）勤労者・事業者どちらも相談可能

【場所】埼玉会館 5階5B会議室

（さいたま市浦和区高砂3-1-4 JR浦和駅（西口）から徒歩6分）

【申込先】埼玉県雇用労働課（電話 048-830-4518）

【入場料】無料

(2) 職場のハラスメント個別相談会 (資料2)

【日時】令和2年12月3日(木)・8日(火)・15日(火) 10:00~16:30 完全事前予約制

【場所】埼玉労働局会議室

(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階 JRさいたま新都心駅西口すぐ)

【申込先】埼玉労働局雇用環境・均等室(電話 048-600-6210)

【入場料】無料

2 セミナー

(1) 事業者向けセミナー

① 事例に学ぶ企業のハラスメント対処法! (資料2、3)

【日時】令和2年12月16日(水) 13:30~16:30

【場所】埼玉県庁第三庁舎4階 講堂

(さいたま市浦和区高砂3-15-1 JR浦和駅(西口)から徒歩約10分)

【内容】

- ・事例に学ぶ企業のハラスメント対処法!

講師 シニア産業カウンセラー 綾部 和幸氏

- ・職場におけるハラスメントに関する法制度説明

講師 埼玉労働局雇用環境・均等室職員

- ・ミニ相談会(事前予約制 1社30分以内)

【定員】50名(先着順)

【申込先】埼玉県産業労働部雇用労働課 ※電子申請にて申込受付(QRコード参照)

【入場料】無料



② 録画配信セミナー「対策必須! 職場のハラスメント対策基礎講座」(資料2、3)

【配信日】令和2年12月11日(金)・14日(月)・15日(火) 各13:00配信開始

30分全3編の動画をYouTubeで順次配信

【講師】特定社会保険労務士 高木 美香氏

【申込先】埼玉県産業労働部雇用労働課 ※電子申請にて申込受付(QRコード参照)

【参加料】無料



(2) 勤労者向けセミナー

① あなたの職場は大丈夫? 各種ハラスメント対策セミナー(資料2、4)

【日時】令和2年12月3日(木) 18:30~20:00

【場所】上戸田地域交流センター あいパル1階 多目的室1~4

(戸田市上戸田2-21-1 JR埼京線「戸田公園駅」東口より徒歩約7分)

【内容】

- ・各種ハラスメントの基礎知識と及ぼす影響

- ・カスタマーハラスメントの傾向と対策

- ・ハラスメントへの対処法

講師 法政大学講師 山本 圭子氏

【申込先】 埼玉県産業労働部雇用労働課（電話 048-830-4518）

【入場料】 無料

② 最新！労働法のトピックを学ぼう（ハラスメント編）（資料2、4）

【日時】 令和2年12月8日（火）18:30～20:00

【場所】 蕨市立旭町公民館 1階 集会室

（蕨市中央1-23-8 JR京浜東北線「蕨駅」西口より徒歩約3分）

【内容】

- ・各種ハラスメントの基礎知識
- ・ハラスメントの具体的事例とその対策

講師 特定社会保険労務士 山口 恵美子氏

【申込先】 埼玉県産業労働部雇用労働課（電話 048-830-4518）

【入場料】 無料

本月間以外の期間も、職場のハラスメントに関するご相談に対応しています

○ 埼玉労働局

<電話相談>

- ・パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）でお悩みの方
048-600-6262（9:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）
- ・セクハラ・いわゆるマタハラでお悩みの方
- ・企業のハラスメント防止対策について
048-600-6210（8:30～17:00 土日祝日年末年始を除く）

<来庁相談>

埼玉労働局 雇用環境・均等室

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

JRさいたま新都心駅西口すぐ

○ ハラスメント悩み相談室 厚生労働省委託事業（委託運営：東京リーガルマインド）

<電話相談> 0120-714-864 携帯電話、スマートフォン可

受付時間：月曜から金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

<メール相談> 24時間受付・PC、携帯電話、スマートフォン可

受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

<事業主、人事労務担当者向け電話相談>

予約受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>

事前メールによる完全予約相談受付

1相談1回の弁護士による無料電話相談

<添付資料>

資料1 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

資料2 12月は職場のハラスメント対策強化月間です

資料3 令和2年度埼玉県労働セミナー（浦和会場・動画配信セミナー）

資料4 令和2年度埼玉県労働セミナー（戸田会場・蕨会場）

2020年（令和2年）6月1日から、

職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① **優越的な関係を背景とした言動であって、**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**であり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
 - ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
 - ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）
- （注1）事実確認ができた場合（注2）事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- （注3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



お問い合わせ先



埼玉労働局 雇用環境・均等室

TEL 048-600-6210 受付時間8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

12月は職場のハラスメント対策強化月間です

～県内企業の職場におけるハラスメント対策の取組を支援します！～

令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました。
(中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務)

事業主が雇用管理上講ずべき措置

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）



埼玉県公式ホームページ
「ハラスメント対策」
の情報はこちら！

職場のハラスメント対策セミナー

【勤労者向けセミナー】

あなたの職場は大丈夫？ 各種ハラスメント対策セミナー

日時：12月3日（木）18：30～20：00 会場：戸田市 上戸田地域交流センター

最新！労働法のトピックを学ぼう（ハラスメント編）

日時：12月8日（火）18：30～20：00 会場：蕨市 旭町公民館

【事業者向けセミナー】

実例に学ぶ企業のハラスメント対処法！（ミニ相談会あり）

日時：12月16日（水）13：30～16：30 会場：埼玉県庁 第三庁舎 講堂

録画配信セミナー

「対策必須！ 職場のハラスメント対策基礎講座」（全3編）

12月11日（金）～ 順次配信開始

セミナーの詳細・
お申し込みは



埼玉県マスコット「コバトン」

職場のハラスメント対策個別相談会

～埼玉労働局と埼玉県の相談員が相談に応じます～

日時：12月22日（火）10：00～16：00 完全事前予約制（1者あたり1時間以内）

会場：埼玉会館 5階 5B会議室 受付：埼玉県雇用労働課（☎048-830-4516）

◆電話でも相談を受け付けています

埼玉労働局雇用環境・均等室：☎048-600-6210

埼玉県労働相談センター：☎048-830-4522

【埼玉労働局】

個別相談会を3回開催！

個別相談会や埼玉労働局ホームページ
「ハラスメント対策」の情報はこちら！



主催 埼玉県公労使会議

公労使会議の情報はこちら

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉（一社）埼玉県経営者協会（一社）埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会 埼玉県中小企業団体中央会 埼玉中小企業家同友会

埼玉労働局 働き方改革

検索

参加
無料

12月は職場のハラスメント対策強化月間です【浦和会場・動画配信セミナー】

資料3

令和2年度 埼玉県労働セミナー



埼玉県マスコット
「コバトン」

実例に学ぶ

企業のハラスメント対処法！
～最近のハラスメント事例、企業の課題等～

(内容)

- 1 講義
○各種ハラスメントの概要
○ハラスメント防止のための取組ポイント
○ハラスメントのトラブル事例から学ぶ対処法
- 2 埼玉労働局による法制度説明
- 3 ハラスメントに関するミニ相談会
(事前予約制・先着順：1社 30分以内)

浦和会場

12月16日(水)

13:30～16:30

(受付開始:13:00)

※ミニ相談会は

15:30から開始予定

定員数：50名(先着順)

会場：埼玉県庁

第三庁舎4階 講堂

▶ JR浦和駅
西口より徒歩約10分



講師

シニア産業カウンセラー

綾部 和幸 氏

○講師プロフィール

公認心理師、健康保険組合連合会指定メンタルヘルス
コンサルタント。職場のメンタルヘルス支援(カウンセ
リング・教育研修)を専門業務として活動中。

録画配信セミナー

(全3編 YouTubeで配信)

対策必須！ 職場のハラスメント対策基礎講座

【前編】各種ハラスメントの概要と法改正の内容 12/11(金) 13:00配信

【中編】企業が今後対応すべき実務上のポイント 12/14(月) 13:00配信

【後編】ハラスメントの実例と対処法 12/15(火) 13:00配信

※各動画時間30分(視聴期間は配信開始後12月末まで。御注意ください。)



講師

特定社会保険労務士

高木 美香 氏

○講師プロフィール

さいたま市に高木美香社会保険労務士事務所を設立。社会
保険労務士として、企業の人事労務相談を受けるほか、キャ
リアコンサルタントとして働く人からのキャリア相談や就職
に関する支援を行っている。

主催 彩の国  埼玉県

お申込み（インターネットのみの受付となります。）

浦和会場「実例に学ぶ企業のハラスメント対処法！」

【右下のQRコードまたは「埼玉労働セミナー」で検索！】

【注意事項】

- ・ミニ相談会は、当セミナー申込完了後に申込可能となります。
申込完了後に送付される通知メールを御確認下さい。
- ・先着順にて相談の順番を決定するため、講義終了後から相談開始までお待ちいただく場合があります。



録画配信セミナー「対策必須！職場のハラスメント対策基礎講座」

【右下のQRコードまたは「埼玉労働セミナー」で検索！】

【注意事項】

- ・当セミナーは期間を限定しての配信となります。（配信開始後2週間）
- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書は発行いたしません。



浦和会場のご案内

埼玉県庁 第三庁舎 4階 講堂

【所在地】

さいたま市浦和区高砂3-15-1

【アクセス】

JR浦和駅西口から徒歩約10分

JR中浦和駅から徒歩約15分

【注意事項】

できる限り、公共交通機関を御利用ください。



新型コロナウイルス感染症 (Covid_19)の感染拡大 防止措置について

本セミナーは以下の方針にて開催いたします。

- ① マスクの着用、消毒の徹底、こまめな換気、検温の実施、密集の回避、参加者の把握（事前予約制）など感染防止対策を徹底します。
- ② 講師はマスクを着用し、セミナーはスクール形式で実施します。

- ※ 御記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関する以外には使用いたしません。ただし、当セミナーにおいて新型コロナウイルス感染症等の感染者が発生した場合、保健所等関係機関に個人情報を提供する場合がございますので、御了承ください。
- ※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や、感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 雇用労働課 TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4851
Mail:a4510-05@pref.saitama.lg.jp

参加
無料

12月は職場のハラスメント対策強化月間です 【戸田会場・蕨会場】

資料4

令和2年度 埼玉県労働セミナー



戸田会場

12月3日(木)

定員数：40名(先着順)
会場：上戸田地域交流センター
あいパル1階 多目的室

▶ JR埼京線「戸田公園駅」
東口より徒歩約7分

あなたの職場は大丈夫？ 各種ハラスメント対策セミナー

(内容)

- ◆ 各種ハラスメントの基礎知識と及ぼす影響
- ◆ カスタマーハラスメントの傾向と対策
- ◆ ハラスメントへの対処法

講師

法政大学 講師

山本 圭子 氏

○講師プロフィール

法政大学法学部講師。専門は労働法。各地で講演活動をしているほか東京都労働相談情報センター民間相談員を歴任。著書を多数出版されている。

蕨会場

1日目

12月 8日(火)

2日目

12月10日(木)

定員数：各回20名(先着順)
会場：蕨市立旭町公民館
1F 集会室

▶ JR京浜東北線「蕨駅」
西口より徒歩約3分

最新！労働法のトピックを学ぼう ハラスメント&働き方改革

1日目：「各種ハラスメント対処法」

- ◆ 各種ハラスメントの基礎知識
- ◆ ハラスメントの具体的事例とその対策

2日目：「働き方改革関連法のポイント」

- ◆ 働き方改革関連法の概要
- ◆ 時間外労働の上限規制とは
- ◆ 同一労働同一賃金とは

講師

特定社会保険労務士

山口 恵美子 氏

○講師プロフィール

社会保険労務士、行政書士、ファイナンシャル・プランナー
企業の人事労務管理や社会保険、労働保険の手続、創業支援に
関する相談など幅広く活躍されている。

時間

各回18:30~20:00 (18時00分受付開始)

対象者

勤労者・事業者・就活中・その他関心のある方

お申込み・お問合せ先

(埼玉県または各市あてにお申し込みください)

複数の会場にお申込みいただく場合は、埼玉県へお申込みいただくか、希望の市(会場) ごとにお申込みください。

埼玉県 産業労働部 雇用労働課 (電話・FAX・県HPで受付)

TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4851

県HP

埼玉県 労働セミナー

検索

戸田市 環境経済部 経済政策課

TEL 048-441-1800 (内線397) FAX 048-433-2200

蕨市 市民生活部 商工生活室

TEL 048-433-7750 FAX 048-433-7490

【ご参加にあたってのお願い】

- ◇マスク着用での受講にご協力をお願いします。
- ◇発熱など風邪の諸症状のある方、体調不良の方の参加はご遠慮ください
- ◇咳や発熱の有無を確認します。入室時の体温測定にご協力をお願いします。

県HPはこちらから→



新型コロナウイルス感染症 (Covid_19) の感染拡大 防止措置について

本セミナーは以下の方針にて開催いたします。

- ① マスクの着用、消毒の徹底、こまめな換気、検温の実施、密集の回避、参加者の把握 (事前予約制) など感染防止対策を徹底します。
- ② 講師はマスクを着用し、セミナーはスクール形式で実施します。

各会場のご案内

<戸田会場>

上戸田地域交流センター あいパル

1階 多目的室

◆戸田市上戸田2-21-1

◆JR埼京線「戸田公園駅」東口より徒歩約7分



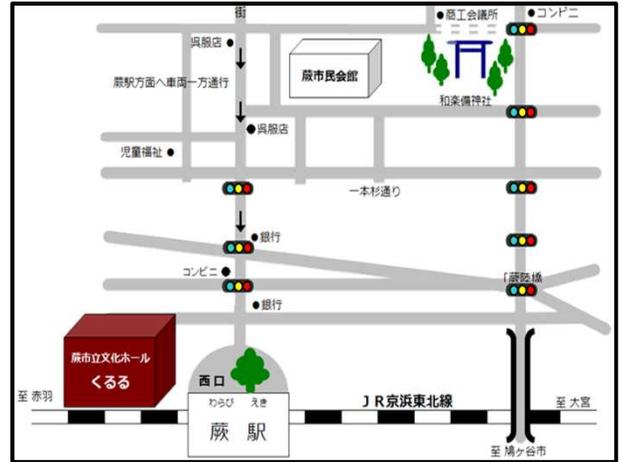
<蕨会場>

蕨市立旭町公民館 (蕨市民文化ホールくるる)

1F 集会室

◆埼玉県蕨市中央1-23-8

◆JR京浜東北線「蕨駅」西口より徒歩約3分



令和2年度埼玉県労働セミナー FAX用申込書

ふりがな		区分 (○で囲む)	
お名前	(男・女)	勤労者 ・ 事業者 ・ 就活中 ・ その他 人事労務担当者	
お住まい	市・町・村	電話番号	
参加希望日 (希望日に チェックして ください)	<p>【戸田会場】</p> <input type="checkbox"/> 12月3日(木)	<p>【蕨会場】</p> <input type="checkbox"/> 12月8日(火) <input type="checkbox"/> 12月10日(木)	
備考欄			

※ 御記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。ただし、当セミナーにおいて新型コロナウイルス感染症等の感染者が発生した場合、保健所等関係機関に個人情報を提供する場合がございますので、御了承ください。
 ※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や、感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。